

町田市民病院外壁改修工事

特 記 仕 様 書

2026 年度

町田市民病院 施設用度課

第1編 共通事項

第1章 工事概要

1.1 工事件名
町田市民病院外壁改修工事

1.2 工事場所
東京都町田市旭町二丁目15番41号

1.3 敷地面積
15,484.33 m²

1.4 工事規模

建 物 名 称		東棟、南棟		
構 造 規 模		RC 造（免震構造）		
計画通知等提出時 構造計算ルート		・ 1 ・ 2 ・ 3	・ 1 ・ 2 ・ 3	・ 1 ・ 2 ・ 3
建 築 面 積		42,468 m ²	m ²	m ²
各 階 床 面 積				
	計	m ²	m ²	m ²
	合 計	m ²		
そ の 他				

1.5 工期
日間（ 年 月 日まで）
・ 概成工期 日間（ 年 月 日まで）

1.6 備考
(1)本工事は、週休2日を促進することを目的とし、発注者が週休2日に取り組むことを指定する「週休

2 日促進工事」である。週休 2 日を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休 2 日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。詳細は、『町田市「週休 2 日促進工事」(営繕)実施要領』を参照すること。なお、『町田市「週休 2 日促進工事」(営繕)実施要領』は、町田市ホームページから入手できる。

https://www.city.machida.tokyo.jp/jigyousha/nyusatsu/eizen/eizen_shukyufutuka.html

(2) 遠隔臨場活用工事 (試行)

本工事は、受注者希望型の「遠隔臨場活用工事 (試行)」であり、受注者が希望する場合、工事着手前に発注者に対して遠隔臨場に取り組む旨を協議した上で実施する。

詳細は、町田市「遠隔臨場活用工事 (営繕)」実施要領 (試行) を参照すること。なお、当該要領は、町田市ホームページから入手できる。

<https://www.city.machida.tokyo.jp/jigyousha/nyusatsu/eizen/ennkakurinnjyou.html>

第 2 章 一般事項

2.1 適用範囲

- (1) 本特記仕様書では、「最新版 東京都建築工事標準仕様書」(以下「標準仕様書」という。)に定めのない事項又はこれにより難い事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおりに施工する。
- (2) 契約書及び設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は次の①～④までの順番のとおりとする。また、これによることが困難な場合は、監督員と協議による。
 - ① 質疑回答書
 - ② 特記仕様書
 - ③ 図面
 - ④ 東京都建築工事標準仕様書 (最新版)
- (3) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。
- (4) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。

2.2 特許権等の調査について

本工事の特殊な施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い

契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から 1 年以内及び 2 年以内に契約不適合に関する調査 (工事請負契約書第 42 条第 1 項の契約不適合及び不具合等を確認するための調査をいう。)を行うので、発注者が求めたときには、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。詳細は発注者の指示による。

2.4 成績評定について

本工事は、町田市工事監督規程 (平成 13 年 3 月 23 日付規程第 5 号) に基づく町田市工事成績評定について、次による。

- ・ 対象

○対象外

2.5 工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.6 公共事業労務費調査に対する協力

- (1) 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し、提出する等、必要な協力を行う。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- (2) 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して調査・指導を行う対象となった場合は、受注者は、その実施に必要な協力を行う。また、調査・指導が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、正確な調査票等の提出ができるよう、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を作成・保存し、日頃から使用している現場労働者の賃金、労働日数、時間等の記録を適切に管理しておく。
- (4) 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が(3)と同様の義務を負う旨を定める。

2.7 各種点検、調査、見学会等への協力

- (1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。
- (2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。
- (3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

2.8 設計変更等

設計変更等については、工事請負契約書第 18 条から 27 条までの記載による。

2.9 秘密の保持等

受注者は、本工事の履行に当たっては、「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書（第 5.0 版）」を順守しなければならない。

第3章 支払

3.1 部分払

- (1) 工事請負契約書第 38 条に定める部分払の方法は、次による。
 - 段階別部分払 （支払回数は、 回以内とする。）
 - ・ 特例工事部分払 （支払回数は、 回以内とする。）
 - ・ 部分払については、行わない。
- (2) それぞれの運用については、次による。

段階別部分払

ア 請求時期及び出来形

(ア) 請求時期は、発注者の示す標準請求時期を基準として、発注者と協議して定める。

(イ) 請求時期における出来形は、認定に適するものとし、その内容は別紙「工種別出来形及び認定率表」のとおり

イ 出来高率表の提出

受注者は、請求回数ごとの出来形に対応する出来高率を、発注者の示す工種別構成率と工種別出来形及び認定率表とにより算出し、段階別部分払出来高率表を作成の上、第1回部分払請求時に提出する。

なお、工種別の分類項目は、発注者の示す項目によるものとする。

特例工事部分払

ア 請求時期

請求時期は、受注者の希望する時期とし、発注者と協議して定める。

イ 出来高率表の提出

受注者は、発注者の示す工種別構成率と請求時期における各工種別の出来高とにより出来高率を算定し、特例工事部分払出来高率表を作成の上、その請求の都度提出する。

なお、工種別の分類項目は、発注者の示す項目によるものとする。

3.2 部分引渡し

(1) 工事請負契約書第39条に規定する指定部分に係る工事が一部しゅん功し、検査に合格したときは、指定部分に相応する契約代金を支払う。指定部分の出来高割合は.....%を支払う。

(2) 指定部分の内容

なし

(3) 請求金額の算定

前金払、部分払が行われている場合は、当該部分に相当する支払い済額を除く。

工種別出来形及び認定率表

工種別	出来形の内容	認定率 (%)	備 考
1 積上げによる 仮設工事	それぞれの細目ごとに出来高を算出する。	—	
2 土工事	根切り及び地業完了時	80	
3 地業工事	(イ)杭頭処理完了、報告書確認時 (ロ)打設完了、杭頭処理未完、報告書確認	100 95	
4 鉄筋コンクリ ート工事	○階コンクリート打完了時 (注) 階数で区分して出来形を定め、打設後、 所要の強度が確認できるとき。	95	
5 鉄骨工事	組立て、本締完了時	95	
6 組積工事	完了時	95	
7 防水工事	屋外など外部防水完了時	95	
8 金属建具工事	外部建具取付け完了時	85	付属金物取付け及び 調整は未完でも可
9 ガラス工事	外部ガラス取付け完了時	90	
10 その他の工事	各工種別工事完了時	95	
率共通仮設費及び 諸経費	全直接工事費の出来高率に相当する率とする。	—	
建物ほぼ完了時	内外清掃、手直し残し程度	95	建物の構成率の95%

(注) 完了時とは、概成の時期（ほぼ完了時）とする。

第4章 施工区分

4.1 施工区分

別途関連工事との施工区分については、原則として次表による。

建築・電気設備・機械設備標準施工区分表

項目	内容	建 築	電 気	機 械		備考
				給 水 衛 生	空 調	
1 各種水槽・ピット（建物と一体構造のもの）	1 受水槽・排水槽・汚水槽等でコンクリート造のもの	○				
	2 コンクリート造の各種水槽釜場	○				
	3 コンクリート造の受水槽の入孔蓋（防水型）及びタラップ、排水槽・汚水槽等の入孔蓋（防臭型）及びタラップ	○				
	4 最下階便所のピット、入孔蓋（防臭型）及びタラップ	○				
	5 二重床改め口	○				
	6 二重底盤内通気管・通水管	○				
	7 二重壁内の水抜管	○				
2 トレンチ・排水溝	1 各種トレンチ蓋及び人孔蓋	○				
	2 屋内排水溝及び人孔蓋	○				
3 機器等の基礎（建物と一体構造のもの）	1 機器用基礎（コンクリート打ち）	○				
	2 屋上水槽の基礎（コンクリート打ち）	○				
	3 二重床下部分の機器用基礎（コンクリート打ち）	○				
	4 機器、水槽等のアンカー及び基礎仕上げ		○	○	○	
4 スリーブ	1 各種配管用スリーブ		○	○	○	
	2 ダクト、ガラリ用スリーブ	○ ＊			○	＊建築が取り付けるガラリの場合
	3 衛生器具（大便器）取付け用箱入れ			○		
	4 押込型屋内消火栓取付け穴等の箱入れ			○		
	5 分電盤取付け穴等の箱入れ		○			
	6 各種スリーブの補強	○				
4 スリーブ	7 避雷針取付け部	○				防水を考慮した基礎仕上げ
	8 外壁貫通スリーブまわりの防水	○				
	9 床貫通スリーブまわりの防水	○				防水層を貫通する場合
	10 貫通穴及びダクト空隙充填		○	○	○	

項目	内容	建 築	電 気	機 械		備考
				給 水 衛 生	空 調	
5 天井切込 及び換気扇 取付け枠	1 埋込照明器具、スピーカー、空調換 気用吹出口等埋込器具類取付けのため の天井切込み及び下地補強	○				墨出しは電気、給水衛 生又は空調
	2 換気扇取付け用枠及び穴あけ	○				墨出しは電気、給水衛 生又は空調
6 改め口、点 検扉	1 天井改め口	○				
	2 各種シャフト点検口	○				
7 はつり及 び補修	配管のための貫通及び埋込み箇所のは つり及び補修		○	○	○	
8 排水	1 各種床排水金具	○		○		
	2 造付け流し（人造石とぎ出し）の排 水金具			○		
	3 流しの排水金具	○ ＊		○		* 建築が取り付ける 流しの場合
	4 外構工事におけるU字溝及びこれに 接続する溜 ^{ため} 槽	○				
9 雨水排水	1 ルーフドレイン	○				
	2 地盤面までの屋外 ^{たてどい} 縦樋・排水管	○				
	3 建物外部までの屋内部分排水管	○				
	4 屋内部分排水管のうちパイプシャフ ト内配管の ^{たてどい} 縦樋			○		
10 ガラリ	1 外壁、サッシュに取り付けるガラリ （ただし、空調・排気用ダクトその他に 取り合いのあるものを除く。）	○				
	2 ドアガラリ	○				
	3 暗室等の遮光ガラリ	○				
11 動力	1 一般用動力操作盤及び電動機端子接 続までの配管・配線・結線		○			
	2 ボイラー操作盤及び二次側配管・配 線・結線				○	
	3 冷凍機用動力操作盤及び二次側配 管・配線・結線				○	
	4 パッケージ型空調器用電源で手元開 閉器以降の配管・配線・結線		○			
	5 電動機シャッター・自動ドアとその 電源の二次側配管・配線・結線及び操作 盤・押ボタン取付け	○				

項目	内容	建 築	電 気	機 械		備考
				給水 衛生	空 調	
12 制御	1 空調用制御機器及び操作用機器取付け及びその配管・配線・結線				○	
	2 衛生用液面制御機器取付け及びその配管・配線・結線		○			
	3 総合監視盤（給水衛生・空調）				○	
13 防災	1 煙感知器連動の防火戸・防火シャッターその他の防災設備の電源・二次側配管・配線・結線及び検出器・制御盤		○			
	2 排煙口・ダンパー等とその電源の二次側配管・配線・結線及び検出器・制御盤				○	
14 コンセント・接栓穴あけ	1 フリーアクセスの穴あけ	○				墨出しは電気
	2 実験台・演台（備品）等の穴あけ	○				墨出しは電気、給水衛生又は空調
15 各種シャフト	各種シャフトのうちコンクリート造のもの及びこれに必要なコンクリート床	○				
16 その他	解体又は改修する建物等の機器のうち、再使用するものの取外し	○	○	○	○	

本表は、設計図書等で示される一般的工事範囲を補足するもので、関連工事との取合部分についてその施工区分を示すものである。

4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の支払は、次による。

- 受注者の負担とする。
- ・発注者の支給とする。

(1) 電気料

ア 本受電後は、次表による（新築工事）。

工事区分		基本料金	従量料金
建築工事			○
電気設備工事		○	○
機 械	空調設備工事		○
	給水衛生設備工事		○
その他			○

イ 改修工事の場合は、それぞれの使用量に応じた従量料金を支払う。ただし、工事施工に伴い、契約電力を変更した場合は、従前との差分の基本料金を含む。

(2) 水道料

本管接続後は、次表による。

工事区分		基本料金	従量料金
建築工事			○
電気設備工事			○
機 械	空調設備工事		○
	給水衛生設備 工事	○	○
その他			○

第2編 工種別事項

第1章 総則

第1節 共通事項

1.1.4 官公署その他への届出手続等

工事の着手、施工又は完了に当たり、「労働安全衛生法」第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。

1.1.5 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者

- (1) 「建設業法」(昭和24年法律第100号)第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、
次の期間については工事現場への専任を要しない。
- 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間)当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。
 - 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。
 - 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。
なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者又は主任技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。
 - 工事完了後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- (2) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。
- (3) 本工事で監理技術者を配置する場合において、建設業法第26条第3項第2号の規定については、次のとおりとする。
- ・ 認めない。
 - 認める。監理技術者(専任特例2号)を配置しようとする場合は、別紙「建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者(旧特例監理技術者)及び監理技術者補佐の配置要件について」による。

1.1.7 工事实績情報の登録

契約金額が500万円以上の工事については、工事实績情報システム(コリンズ)に基づく工事实績情報の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。

【登録先】 JACIC のホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。

1.1.10 施工体制台帳等

- (1) 施工体系図には、一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期を記載する。

1.1.11 関連工事等の調整

契約書に基づく関連工事は、次のとおりである。

- ・ 電気設備工事
- ・ 給水衛生設備工事
- ・ 空調設備工事
- ・ 昇降機設備工事
- ・ 電話設備工事

○ 一括工事

設計図書に明示された他の発注者に係る工事は、次のとおりである。

・

1.1.16 建設副産物の処理

- (1) 建設副産物の取扱いは、次による。

ア 建設副産物の処理

受注者は、建設副産物の処理にあたっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再利用・再生利用及び適正処理に努める。

イ 施工計画書へのリサイクル計画の記載事項

受注者は、工事を実施するに当たり計画的かつ効率的にリサイクルを実施するため、リサイクル計画を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。

なお、施工計画書には以下の事項の他、必要な事項について記載する。

(ア) 工事概要等

工事件名、工事場所、現場代理人名、監理技術者名又は主任技術者名、廃棄物管理責任者名、工期、工事概要等を記載する。

(イ) 建設副産物の種類、リサイクルの方法等

建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）、最終処分量（直接最終処分する場合に限る。）、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路、その他を記載する。

(ウ) 建設副産物等の運搬・処理業者

運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地等を記載する。

(エ) 現場での分別

工事現場における建設副産物等の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舍等における紙、生ごみ、カンビン類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等を記載する。

(オ) 解体工事計画

建築物の解体工事の場合は、解体業者名（建設業者名）、技術管理者氏名（主任技術者又は監理技術者氏名）、分別解体等の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類・数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法などを記載する。

ウ 施工計画書の添付書類

受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。

(ア) 再生資源利用計画書

受注者は、「建設副産物情報交換システム」により作成する。

- ①土砂を搬入する工事
- ②砕石を搬入する工事
- ③加熱アスファルト混合物を搬入する工事

(イ) 再生資源利用促進計画書

受注者は建設副産物情報交換システムに必要なデータを入力して作成する。

- ①建設発生土を搬出する工事
- ②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
- ③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事

(ウ) 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（建設発生土を搬出する場合）

(エ) 建設発生土搬出のお知らせ（建設発生土を 100m³ 以上搬出する場合）

受注者は、本工事から建設発生土を 100m³ 以上搬出する場合は、搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口宛てに「建設発生土搬出のお知らせ」（東京都建設リサイクルガイドライン掲載様式）を提出しなければならない。なお、提出後速やかにその写しを施工計画書に添付する。

(オ) 汚染土壌の処理

受注者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年東京都）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引」（環境局ホームページに最新版を掲載）に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。

エ 建設リサイクル法に係る手続

受注者は、本工事の施工に当たる、建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、以下「建設リサイクル法」という。）及び「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」に基づき、必要な事務手続、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行う。「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」（東京都）については、東京都都市整備局のホームページで最新版を参照する。

オ 有害物質のチェック

受注者は、本工事の施工に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事着手前に有害物質等の有無のチェックを行い、その結果を「有害物質チェックリスト」に記載し、監督員に提出する。

カ 工事情報の登録等

- 本工事は、建設副産物情報交換システムの登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、

工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換システムにデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。また、受注者は、建設副産物情報交換システム若しくは国土交通省 HP に公表されている様式により「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。

（問合せ先）

一般財団法人日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター（カスタマーセンター）

所在地〒107-6114 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 14 階

電話 03-6261-4324 FAX03-3505-0520

<https://fkplus.jacic.or.jp>

E-mail recycle@jacic.or.jp

キ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の掲示

関係法令に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を現場に掲示すること。

ク リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認

建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。

（ア）再生資源利用実施書

受注者は建設副産物情報交換システムに必要なデータを入力して作成する（工事完了後 5 年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

- ①土砂を搬入する工事
- ②碎石を搬入する工事
- ③加熱アスファルト混合物を搬入する工事

（イ）再生資源利用促進実施書

受注者は建設副産物情報交換システムに必要なデータを入力して作成する（工事完了後 5 年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

- ①建設発生土を搬出する工事
- ②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
- ③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事

（ウ）リサイクル阻害要因説明書

工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざる得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。

- ①コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合
- ②建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合
- ③土砂等の利用工事において購入材（新材）を使用する場合
- ④碎石の利用工事において新材を使用する場合（多摩地区における再生粒度調整碎石は除く）
- ⑤アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合（N 7（旧 D）交通の表層、低騒音

舗装等の再生品を使用できないものは除外する)

⑥現場内で分別を行わない場合

ケ マニフェスト等の提示

(ア) マニフェストの提示

受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき、廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェスト(紙)のうち、受注者(排出事業者)が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

(イ) 集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。

(ウ) リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目(再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等)については、「リサイクル伝票」(写しでもよい)を監督員に提示する。

その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。

(具体的には、再生利用認定制度や再生利用制度(個別指定)等における建設泥土の再生利用等の法的なマニフェストの交付が不要な再生が対象となる。)

(エ) リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書(写しでもよい)を監督員に提示する。

(2) 建設副産物の処理は、次による。

ア 現場において再使用、再生利用及び再生資源化を図るものは、次による。

(ア) 建設発生土の再利用

埋戻し土及び盛土については、次による。

受注者は、土材料を工事現場に搬入する場合、搬入元の管理者に対して受領書を交付する。

指示が無い場合は建設発生土の使用を標準とし、建設発生土の品質、適用用途等は「発生土利用基準について」(平成 18 年 8 月 10 日付国官技第 112 号、国官総第 309 号、国営計第 59 号)によるものとする。

指定処分を行う工事が土材料を調達する場合は、建設発生土を搬出する同一の搬出先から土材料を調達すること(セット利用)を原則とする。

上記により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

- ・ 現場で発生した建設発生土を使用する。
- ・ 次のストックヤードから、ストック土(第.....種建設発生土)を搬入する。
.....ストックヤード(.....区・市.....地先)
- ・ 次の他工事からの建設発生土を受け入れる。運搬は、発生側工事による。
なお、受注者は工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議する。

.....建設工事
(.....区・市.....地先)

- ・ 東京都建設発生土再利用センターからストック土(第.....種建設発生土)を搬入する。
- ・ 東京都建設発生土再利用センターから改良土(第.....種建設発生土)を搬入する。
- ・ コンクリート塊を原料とした再生砂(RC-10 等)を使用する。

なお、六価クロムについて、平成 3 年 8 月 23 日付環境庁告示第 46 号による測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認する。また、試料には再生砂製品を

直接使用し、1購入先当たり1検体の試験を行う。

- ・ 次の場所から、.....土を搬入する。
搬入元名称.....(.....区・市.....地先)
- ・

(イ) 建設廃棄物の現場内再利用

現場内においては、次の方法で建設副産物の再利用を図る。

- ・ コンクリート塊については、粒の大きさを.....mm以下に砕いて埋め戻し、(路盤材料・.....)に再利用する。
- ・ 伐採材及び伐根材については、現場においてチップ状に破碎する等加工し、(チップ舗装・堆肥・木杭・.....)に再利用する。
- ・ 発生する.....については、.....に再利用する。
なお、再生資源の材料仕様は、「1.4.2 材料の品質等(8)」による。

ウ 発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次による。

(ア) 発注者に引渡しを要するものは、次による。

○

(イ) 特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次によるほか、処理方法については、追記2の「特別管理産業廃棄物及び特定物質等の建設副産物の処理及び回収」による。

- ・ 「1.5.1 事前調査(1)」及び「第29章 石綿除去工事」による。

○

・

オ 構外に搬出する建設副産物の取扱い、次による。

(ア) 建設発生土の取扱い

受注者は、建設発生土を、次の場所へ搬出し、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する資源有効利用促進法省令の取組(再生資源利用促進計画の作成、提出と説明、通知、掲示、報告、保存並びに受領書による管理等)を実施する。

- ・ 現場内利用(工事現場外一時仮置き)
.....ストックヤード(.....区・市.....地先)へ搬出し、一時仮置きをする。仮置きを行う場合は、周辺環境に配慮し、必要な措置を講じる。

・ 工事間利用

次の工事現場へ搬出する。

なお、受注者は、工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議をする。

.....建設工事現場
(.....区・市.....地先)

搬出に先立ち、土壌汚染対策法施行規則及びダイオキシン類対策特別措置法に従った土質試験を搬出前に実施し、その結果を工事間利用先工事の発注部局に通知する。なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。

- ・ 指定処分Ⅰ(最終搬出先の記録の作成、保存が不要)

本工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。

受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。

- ・ 東京都建設発生土再利用センター((公財)東京都都市づくり公社)へ搬出する。

- ・ 株式会社建設資源広域利用センター（以下「UCR」という。）事業地の次の場所へ搬出する。
 　地区（ 区・市 地先）
- ・ 中央防波堤内側埋立地（東京港埠頭株式会社）へ搬出する。
- ・ 新海面処分場（新海面埋立地及び中央防波堤外側埋立地：東京港埠頭株式会社）へ搬出する。
- ・ 搬出先名称（ ）へ搬出する。
 　（ 区・市 地先）
- ・ 指定処分Ⅱ（最終搬出先の記録の作成、保存が必要）
 　本工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。以下の搬出先は、最終搬出先の記録の作成、保存を行わなければならない。
 　受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。
 　最終搬出先の記録を作成するため、本工事から搬出された建設発生土が他現場の建設発生土と混合しないよう搬出先では区分管理されるようにする。万が一、他現場の建設発生土と混合してしまった場合は、混合した建設発生土全量を対象に最終搬出先の記録を作成する。
- ・ 搬出先名称（ ）へ搬出する。
 　（ 区・市 地先）
- ・

(イ) 異物混入の防止

受注者は、建設発生土の積み込み・搬出に当たっては、コンクリート塊、木くず、金属くず等と分別し、これらの異物が混入しないよう搬出・運搬しなければならない。

受注者は、建設発生土の積み込み・搬出に当たり、現場での分別状況を写真撮影し、工事記録写真に含めて監督員に提出しなければならない。ただし、建設発生土の掘削のみの場合など異物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。

(ウ) 建設廃棄物の取扱い

受注者は、建設副産物情報交換システム等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。

本工事では、次の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、事前に監督員の承諾を得た場合は、受注者はこれ以外の施設を選定することができる。

なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

- ・ コンクリート塊
 　（住所／搬出距離／搬出量／搬出条件等）
 　住所 丁目 番 号
 　搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件：
- ・ アスファルト・コンクリート塊
 　住所 丁目 番 号
 　搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件：
- ・ 建設泥土
 　住所 丁目 番 号
 　搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件：
- ・ 建設発生木材（原則として再資源化施設への搬出とする）

- 住所 丁目.....番.....号
 搬出距離 約.....km 搬出量 約.....m³ 搬出条件:
- 建設混合廃棄物
 住所 丁目.....番.....号
 搬出距離 約.....km 搬出量 約.....m³ 搬出条件:
 -
 住所 丁目.....番.....号
 搬出距離 約.....km 搬出量 約.....m³ 搬出条件:
 -
 住所 丁目.....番.....号
 搬出距離 約.....km 搬出量 約.....m³ 搬出条件:

(エ) 有価物の取扱い

建設副産物のうち、有価物については自由処分とする。受注者は処分後、売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。

また、有価物として処分できない場合には、事前に監督員に協議の上、建設廃棄物として処分することができる。なお、建設廃棄物として処分する場合には、(ウ)の規定による。

(有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について(通知)」(令和3年4月14日環循規発第2104141号)等を参照すること。)

カ クレオソート油等を含む建設発生木材の処理

クレオソート油、CCA(クロム、銅、ひ素の化合物)及びクロルデン類(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和49年政令第202号)第1条8号に規定する物質をいう。)が注入又は塗布された建設発生木材の処理に当たっては、当該物質が注入または塗布されていない部分と可能な限り分離、分別した上で、廃棄物処理施設での焼却処分又は管理型最終処分場での埋立処分とする。なお、焼却を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及びダイオキシン類特別措置法(平成11年法律第105号)の基準を満たす焼却炉を有する施設を選定し、適切に処理する。

キ セっこうボードの処理方法は、次による。

セっこうボードの撤去に際しては、セっこうボードの裏面に印刷されている製造会社名等により、石綿・ひ素・カドミウム等の含有の有無を確認し、監督員に報告する。含有が確認された場合には、関係法令に基づき適切に処理するとともに、監督員に処理について協議を行う。

(ウ)(ア)及び(イ)以外の石膏ボードの処理は次による。

- 最終処分場とする。
- 再資源化とする。

ク PCB含有シーリング材の処理は、次による。

(ア) PCB含有シーリング材の分析調査及び撤去は、次による。

-

1.1.17 過積載の防止

本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」(東京都財務局)によるものとする。

「過積載防止対策マニュアル」は、東京都財務局ホームページを参照する。

1.1.19 保険の加入及び事故の補償

- 本工事において、受注者は法定外の労災保険^(※)に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。

※法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

1.1.26 住宅^{かし}瑕疵担保履行法に基づく資力確保措置

- (1) 「特定住宅^{かし}瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成 19 年法律第 66 号）に基づく保険の加入又は保証金の供託の適用については、次による。
 - ・ 適用する
 - 適用しない。

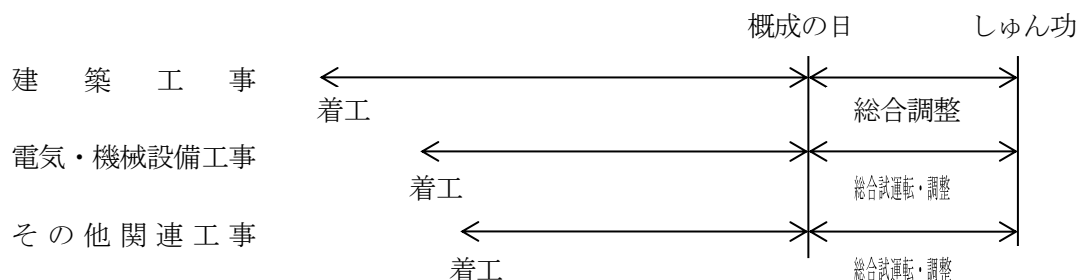
第 2 節 工事関係図書

1.2.1 実施工程表

- (2) 全体工期から関連工事等に要する機器等の総合試運転及び調整期間を差し引いた概成工期（第 1 編「1.5 工期」に明記された場合は、これによる。）を定め、関連工事等の作業と競合する部分の建築工事の仕上げ等は、「概成の日」までに完了するよう工程表を作成する。また、工事の完了が、関連工事等と同時しゅん功の場合は、これらの調整が完了した日を工事完了日とする（関連工事等は、「1.1.11 関連工事等の調整」による。）。

なお、工程表には「概成の日」を明記し、関連工事等との連絡調整を十分に行い、工期末に同時しゅん功するよう協力する。

※ 概成工期の概念図（概成工期の定義は標準仕様書「1.1.2 用語の定義(26)」による。）



工程で条件がある場合は、次による。

・

1.2.2 施工計画書

- (5) 「2.2.4 足場、仮囲い等」において指定された仮設の施工計画書については、監督員の承諾を受ける。

1.2.3 施工図等

- (4) 施工図等において、営業秘密が含まれており、事後の情報開示等に支障がある場合には、別途協議すること。

1.2.4 工事の記録等

- (5) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。
また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。
- 作成する。
 - ・ 作成しない。
- エ 写真帳の提出は、次による。
- 工事完了時に電子データで提出する。
なお、写真帳とは工事記録写真を工種、区分ごとに施工順序に従い系統だてて整理し、必要に応じてキープラン、説明図を添付したものである。
- (8) 工事状況記録ビデオ
- 作成しない（注：東京都議会上程案件以外の場合は作成しない。）。
 - ・ 工事状況を撮影・編集した DVD 等については、次のとおり提出する。
-
- (9) デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下「電子黑板」という。）は次による。
- 受注者が電子黑板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得るものとし、電子黑板対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。
- なお、申請時には電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）に関する資料を添付する。
- ア 対象機器の導入
- 使用機器について、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）「第 2 章 写真撮影の要領 4(2)」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。
- なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載している技術を使用することをいう。
- 電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）については、CRYPTREC ホームページを参照する。
- イ 適用範囲
- 対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難な工種については、この限りではない。
- ウ 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。
ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。
- デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェアについては、一般社団法人 施工管理ソフトウェア産業協会（以下、「J-COMSA」）のホームページを参照する。
- エ 本工事における小黑板情報の電子的記入の取扱いは、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）によるが、「第 3 章 写真の整理と保存 1」で規定されている写真編集には該当しない。

第 3 節 工事現場管理

1.3.3 電気保安技術者

工事現場におく電気保安技術者は、「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行うものとする。

- 配置する。
 - ・ 配置しない。

1.3.5 施工条件

(2) 施工順序は、次による。

○ 図面による。

・

(3) 工事用車両の駐車場所及び資機材の置き場所は、次による。

○ 図示による。

・

(4) 施工条件は、次による。

○ 作業日・時間は、原則として平日の9時から18時とする。

・

・

1.3.7 施工中の安全確保

(3) 「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)第30条第2項における同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者(統括安全衛生管理義務者)については、次による。

○ 本工事の受注者を指名する。

・ 本工事の受注者を指名しない。

なお、この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。また、「労働安全衛生法」第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。

ア 統括安全衛生責任者

イ 元方安全衛生管理者

ウ 店社安全衛生管理者

第4節 材料

1.4.1 環境への配慮

(1) 「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目(以下、「環境物品等」という。)の調達等は、原則として、次による。

「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」等については、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照する。

ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。

(ア) 特別品目

・ 建設発生土、改良土

・ 環境配慮型型枠(複合合板型枠等)

「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」(東京都)より抜粋
環境配慮型型枠について

工事の種類、工種、使用部位等に対応する最適なコンクリート型枠を使用するものとし、熱帯雨林を使用しないか又は使用を抑制した型枠(合板型枠(材料は以下ただし書きの①、②を満たすものに限る。)、金属型枠、再生木材型枠、再生樹脂混入木材型枠、樹脂製型枠、再生樹脂製型枠等)であること。

再生資源化施設や熱利用(回収、供給)が可能な施設において再資源化等が可能なものであること。

製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。

中古品を使用した場合でも、環境配慮型型枠であると区別できるのは環境配慮型型枠として扱う。

ただし、施工管理上の理由などによりやむを得ず熱帯雨林材合板を使用する場合は、認証材（FSC、PEFC または SGEC によるもの）、又は以下の①、②の条件を全て満たすものであること。

- ① 原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材
- ② 持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもの

なお、国産材合板又は針葉樹材合板、若しくは複合合板を使用する場合も認証材、又は上記①、②の条件を全て満たすものであること。

- ・ 再生クラッシュラン
- ・ 再生粒度調整碎石
- ・ 再生加熱アスファルト混合物
- ・ 再生加熱アスファルト処理混合物
- ・ 多摩産材を用いた建築材料
- ・ 国産木材を用いた建築材料
- ・ 低 VOC 塗料
- ・ エコセメントを用いたコンクリート二次製品
- ・ スーパーアッシュを用いたコンクリート二次製品
- ・ ノンフロン断熱材
- ・ 再生骨材（○L ・M）を用いたコンクリート
- ・ 再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート
- ・ 再生木質ボード類

.....

(イ) 特定調達品目

- ・ 建設機械
- ・ ビニル系床材
- ・ フローリング
- 陶磁器質タイル
- ・ 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材、直交集成材）
- ・ 日射調整フィルム

.....

(ウ) 調達推進品目

.....

イ 受注者は、ア以外のもので、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に示す環境物品等の使用を希望する場合は、性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、積極的に使用するものとする。

ウ 受注者は、環境物品等の各品目の「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。

エ 受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を根拠を踏まえて作成し、監督員に提出す

る。また、当該チェックリストの電子情報を格納した電子媒体を、併せて監督員に提出する。

なお、チェックリストは、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照すること。

- (2) ホルムアルデヒド放散量について、放散等級の表示によらないものは以下のとおりとする。

1.4.2 材料の品質等

- (1) 本工事に使用する材料のうち、新品を使用しなくてよいものは、次によるほか、(8)による。

- (8) 次の再生材の品質は、次による。

- 次の材料の品質は、「土木材料仕様書」（東京都建設局）による。
(土木材料仕様書については、東京都建設局ホームページを参照する。)

ア 再生クラッシュラン(RC-40、RC-30)

イ 再生粒度調整碎石(RM-40、RM-30)

ウ 再生砂(RC-10)

エ 再生加熱アスファルト混合物

オ 改良土

カ 粒状改良土

キ 流動化処理土

ク 再生骨材Lを用いたコンクリート

ケ コンクリート用再生骨材H

コ 再生粒度碎石(浸透トレンチ用)

1.4.4 材料の検査等

- (1) 本工事に使用する材料は、別に定める「財務局材料検査実施基準」（東京都財務局）に基づく検査を受け、合格したものを使用する。

- (6) コンクリートの圧縮強度試験は、「6.9.3 コンクリートの圧縮試験」(2)オの構造体コンクリートの強度の判定(表6.9.3 供試体の養生方法、材齢及び試験回数)用にて作成された供試体を用いて行う、「6.9.5 構造体コンクリート強度の判定」をいう。

標準仕様書に定める試験機関等については、東京都都市整備局ホームページに登載されているので、参照する。

第5節 石綿含有建材の調査

1.5.1 事前調査

- (1) 本工事の対象である建築物その他の施設等において、石綿が含有していることが判明している建材等は、次による。

- 分析調査結果による。
- 図面による。
- 次による。

材料の種類	使用箇所		使用規模 (㎡)	備考
	室名	部位等		
【石綿含有吹付け材】				
・吹付け石綿				

・石綿含有吹付けロックウール（乾式）				
・湿式石綿吹付け材（石綿含有吹付けロックウール（湿式））				
・石綿含有吹付けバーミキュライト				
・石綿含有吹付けパーライト				
【石綿含有耐火被覆材】				
・耐火被覆板				
・けい酸カルシウム板第二種				
【石綿含有断熱材】				
・屋根用折版裏石綿断熱材				
・煙突用石綿断熱材				
【石綿含有保温材】				
・石綿保温材				
・けいそう土保温材				
・パーライト保温材				
・石綿含有けい酸カルシウム保温材				
・不定形保温材（水練り保温材）				
【その他石綿含有成形板】				
・石綿スレート				
・けい酸カルシウム板第一種				
・住宅屋根用化粧スレート				
・押出成形セメント板				
・窯業系サイディング				
・パルプセメント板				
・スラグせっこう板				
・フロア材				
・ロックウール吸音天井板				
・石膏板（ボード）				
・石綿円筒				
・ビニル床タイル				
・ビニル床シート				
・その他石綿含有成形板				
・石綿含有ソフト巾木				
・石綿セメント管				
【その他】				
・石綿含有仕上塗材				
・防水材				
・ガスケット・パッキン				
・耐火二層管				
・シーリング材				
・				

(2) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は同様の調査を行う。これには外構工

事における工作物等も含む。なお、事前調査を行うことができる石綿等に関する知識を有する者等とは以下の者である。

①建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成 30 年 10 月 23 日 厚生労働省 国土交通省 環境省 告示第 1 号 令和 2 年 7 月 1 日改正）に基づき厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）

②（一社）日本アスベスト調査診断協会に令和 5 年 9 月 30 日までに登録されたもの

ただし、戸建て住宅及び共同住宅の住戸部分の内部の事前調査に限っては、前記「登録規定」に基づく講習を修了した戸建て等石綿含有建材調査者も行うことができる。

また、事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に報告する。また、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提示すること。

なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。

（参考）

【報告対象となる工事】

① 解体部分の床面積の合計が 80 m²以上の建築物の解体工事

② 請負金額が税込 100 万円以上の建築物の改修工事

③ 請負金額が税込 100 万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

※いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。

※事前調査結果の報告は原則として、「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。

詳細は、厚生労働省HP「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局HP「東京都アスベスト情報サイト」等を参照

工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。なお、新たに分析調査を行う場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

(3) 分析方法は、次による。

「建材中の石綿含有率の分析方法について」[平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号（厚生労働省）（令和 3 年 12 月 22 日付け基発 1222 第 18 号により一部改正）参照]

- ・ JIS A 1481-1（定性分析）
- JIS A 1481-2（定性分析）
- ・ JIS A 1481-3（定量分析）
- ・ JIS A 1481-4（定量分析）
- ・ JIS A 1481-5（定量分析）

「分析を行う者は、十分な経験及び必要な能力を有するもの」については、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省・環境省）の「調査を適切に行うために必要な知識を有する者」に関する記載を参考とする。また、試料採取に際して、石綿の飛散防止を徹底するとともに、採取後は石綿飛散防止剤（固化剤）を散布し、粉じんが飛散しないよう補修する。

○ 本工事であらかじめ分析調査を指定する箇所は次による。

材料の種類	使用箇所		備考
	室名	部位等	
○外壁仕上材		外壁	東棟・南棟・エネルギー棟
○けい酸カルシウム板		バルコニー軒天	東棟・南棟・エネルギー棟

第6節 施工調査

1.6.3 施工数量調査

施工数量調査の調査範囲及び調査方法は、次による。

○ 標準仕様書 24.1.3 による。

1.6.5 調査のための破壊部分の補修

補修方法は、次による。

・

第7節 施工

1.7.2 技能士

技能士の適用は、次による。

・

1.7.4 施工の検査等

見本施工の実施は、次による。

・ 実施する。(実施箇所：)

○ 実施しない。

・

1.7.7 排出ガス対策型建設機械

次の建設機械には、排出ガス対策型を用いるものとする。

○ 一般工事用建設機械

(ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW)

(1) バックホウ

(2) ホイールローダ

(3) ブルドーザ

(4) 発動発電機 (可搬式・溶接兼用機を含む。)

(5) 空気圧縮機 (可搬式)

(6) 油圧ユニット (基礎工事用機械で独立したもの)

(7) ホイールクレーン (ラフテレンクレーン)

(8) ローラ類 (ロードローラ、タイヤローラ又は振動ローラ)

(「道路運送車両法」(昭和 26 年法律第 185 号)による排ガス規制を受けている建設機械は除く。)

1.7.8 低騒音・低振動型建設機械

(1) 次の建設機械には、低騒音型を用いるものとする。

- ア バックホウ
- イ クラムシェル
- ウ トラクターショベル
- エ クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン
- オ 油圧式杭圧入引抜機
- カ アースオーガー
- キ オールケーシング掘削機
- ク アースドリル
- ケ ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー
- コ アスファルトフィニッシャー
- サ 空気圧縮機
- シ 発動発電機

(2) 次の建設機械には、低振動型を用いるものとする。

- ア バイブロハンマー

1.7.9 化学物質の濃度測定

(1) 化学物質の濃度測定は、次による。

○ 測定は行わない。

- ・ 次のとおり第三者の専門業者に委託して測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認した上で、監督員に報告する。

なお、改修工事の場合は、工事の完了後に測定する部屋をその着手前にも測定し、測定値を監督員に報告する。

・

(2) ア ホルムアルデヒド

(ア) 測定方法は、次による。

なお、他の測定方法による場合は、採用した測定機器の特性等を考慮し、事前に監督員と協議する。

- ・ パッシブ型採取機器による DNPH 誘導体固相吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法
- ・ アクティブ型採取機器による DNPH 誘導体固相吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法
- ・

(イ) 測定する室及び箇所（回数）

室名	箇所数	回数／時期

イ トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレン

(ア) 測定方法

- ・ パッシブ型採取機器による固相吸着／溶媒抽出法－ガスクロマトグラフ／質量分析法
- ・ アクティブ型採取機器による固相吸着／溶媒抽出法－ガスクロマトグラフ／質量分析法
- ・型採取機器による固相吸着／加熱脱着法－ガスクロマトグラフ／質量分析法
- ・ 容器採取－ガスクロマトグラフ／質量分析法

- ・
- (イ) 測定する室及び箇所（回数）
- (1)ホルムアルデヒドのイによる。
 - ・ 次による。

室名	箇所数	回数／時期

ウ 空気試料の採取方法等

空気試料の採取方法等は、原則として厚生労働省から示されている「室内空气中化学物質の採取方法と測定方法」による。ただし、本工事に適用が困難な部分については、監督員と協議する。

エ 測定後の措置

測定の結果、厚生労働省の定める指針値を上回った場合の措置については、監督員と協議する。

※ 参考：対象物質の厚生労働省の指針値（令和7年1月時点）

ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm)		
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm)	エチルベンゼン	370 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.085ppm)
キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)

（両単位の換算は、25℃の場合による。）

第9節 しゅん功図等

1.9.1 完了時の提出図書

(1) 提出図書

ア しゅん功図は、次による。

- 作成する（「1.9.2 しゅん功図」による。）。
- ・ 作成しない。

イ しゅん功写真は、次による。

- 作成しない。
- ・ アルバムに編集し、監督員に提出する。アルバムの提出部数は、.....部とする。
また、撮影場所、撮影枚数等は、次による。
なお、しゅん功写真の全ての著作権（「著作権法」（昭和45年法律第48号）第27条及び28条の権利を含む。）を発注者に譲渡すること。また、発注者の行為について著作者人格権を行使しないこと。

撮影場所	撮影枚数	サイズ
外 観		
内 観		

ウ 保全に関する資料は、次による。

- ・ 作成する（「1.9.3 保全に関する資料」による。）。
- 作成しない。

1.9.2 しゅん功図

しゅん功図面の作成に当たっては、監督員の承諾を得て設計原図を複写訂正し、しゅん功原図としてもよい。

種類、記入内容及び提出部数は、次による。

- | | | |
|---------------------|---------|-----------|
| (1) 電子データ版 (CD-R 等) | 2 | 部 |
| (2) 見開製本 | (A1) | 2 部 |
| | (A2) | 部 |
| | (A3) | 部 |
| (3) しゅん功原図 | | 部 |

1.9.3 保全に関する資料

- (1) 保全に関する資料の作成内容等は、次による。

ア 建物保全データ 電子データで 2 部

監督員より対象施設の設計時における建物保全データを受領し、しゅん功時に更新したものを提出する。

イ その他の保全に関する資料

- ・ 付属品等引渡し通知書
- ・ 試験成績書
- ・ 官公署届出書類 (副本)
- ・ 官公署届出書類の写し
- ・ 鍵・備品・工具リスト
- ・ 保証書
- ・ 建築物等の保守に関する説明書 (機器取扱説明書、装置の運転説明書等)
- ・ 連絡先 (発注先、下請、各メーカー)

※ 官公署届出書類及び保証書を除き、2 部提出する。

・

1.9.4 電子納品

- (3) 設計図 CAD データの貸与の適用は、次による。

○ 貸与する。ただし、貸与するデータを当該工事における施工図又はしゅん功図の作成以外の用途に使用してはならない。

CAD データの著作者名：

- ・ 貸与しない。

- (4) 電子黒板を用いた写真 (以下、「電子黒板写真」という。) の納品については、次による。

電子黒板写真並びに電子黒板写真を管理したビューアソフトは、工事完了時に電子納品対象成果物として納品する。

なお、納品時に J-COMSIA が提供しているチェックシステム (信憑性チェックツール) 等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員に提示又は提出する。

J-COMSIA が提供しているチェックシステム (信憑性チェックツール) については、J-COMSIA ホームページを参照する。

第 2 章 仮設工事

第1節 共通事項

2.1.3 仮設材料

(2) 仮設材料のうち、次のものは新品を使用する。

- ・
- ・

第2節 縄張り、遣方、仮囲い、足場等

2.2.4 足場、仮囲い等

(2) 仮囲いについては、別途指示する位置に次のものを設置する。

- ・ 万能鋼板 H=3.0m
- ・ 波形鋼板 H=1.8m

- ・
- ・ 仮囲い以外の指定する仮設は、次による。
- ・
- ・

(3) 足場の組立、解体又は変更の作業に係る業務を行う場合は、安全衛生特別教育規程に定める、足場の組立等の業務に係る特別教育を修了した者又は足場の組立等作業主任技能講習を修了した者等が行うこととする。

- ・
- ・ また、仮設足場については、次のものを想定している。
- 足場の設置か所、シート等の設置については、図面による。
- ・ 防音パネルの設置範囲は、「2.5.4 騒音・粉じん等の対策(2)」による。
- 手すり先行枠組足場
- ・ 手すり先行くさび緊結式足場
- ・

第3節 材料置場、下小屋その他仮設物

2.3.4 監督員事務所の規模、仕上げ、備品等

監督員事務所の設置は、次による。

- 設置しない。
- ・ 設置する。
- (1) 監督員事務所の規模は、次による。
- ・
- (2) 標準仕様書に記載した監督員事務所の備品以外で設置するものは、次による。
- ・

2.3.5 受注者事務所等

(1) 作業員用便所について、「快適に利用できる水洗洋式トイレ」は、次による。

- 「快適に利用できる水洗洋式トイレ」を設置しない。
- ・ 以下の設備を備えたトイレを男女各1箇所以上設置する。

- ・ 男女の使用を明確に分けた水洗式洋式便器
- ・ 入口の目隠し及び通路の男女間の間仕切り
- ・ 鏡付き洗面台（男女に各 1 台以上設置）
- ・ 臭い逆流防止機能
- ・ 容易に開かない施錠機能
- ・ 照明機能
- ・ 衣類掛けフック
- ・ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- ・ 擬音装置（女性専用トイレに限る）
- ・ 便座除菌シート及び予備品の常備（使用品置台及び予備品置き場含む）
- ・ トイレトペーパー及び予備品の常備（予備品置き場含む）

(2) 女性作業員用の更衣室は、次による。

○ 女性作業員用の更衣室を設置しない。

- ・ 以下の設備を備えた女性作業員用更衣室を設置する。
- ・ 更衣室（7.3 m²程度以上）
- ・ 施錠機能
- ・ 照明機能
- ・ 施錠機能のあるロッカー（3 個以上）
- ・ 鏡付き洗面台（コンセント付）

第 5 節 既存部分の養生

2.5.2 既存部分の養生

(1) 既存部分の養生は、次による。

(3) 既存家具等の養生は、次による。

(4) 既存ブラインド、カーテン等の養生方法及び保管場所等は、次による。

(5) 固定された備品等の移動は、次による。

- ・ 行う（図示による。）。

○ 行わない。

2.5.3 仮設間仕切り

(1) 仮設間仕切り等の種別、下地、材種、厚さ、塗装等は、次による。

種別	仮設間仕切りの仕様	厚さ (mm)	塗装の有無
・ A 種	木下地、全面シート張り		—
・ B 種	単管下地、全面シート張り		—
・ C 種	木下地、合板張り		・ 有り ・ 無し
・ D 種	単管下地、合板張り		・ 有り ・ 無し

・ E 種	軽量鉄骨下地、片面合板張り又はせっこうボード張り		・ 有り ・ 無し
・ F 種	軽量鉄骨下地、両面合板張り又はせっこうボード張り、 内部グラスウール充填		・ 有り ・ 無し

(2) 仮設扉の設置箇所及び種別は、次による。

- ・

2.5.4 騒音・粉じん等の対策

(1) 騒音・粉じん等の対策は次による。

- ・ 防音パネル
- ・ 防音シート

(2) 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲は次による。

- ・ 図面による。
- ・

第23章 防水改修工事

第1節 共通事項

23.1.3 施工一般

(6) 降雨等に対する養生方法は、次による。

・

(7) 浴室、シャワー室等の屋内に施工した部分の水張り試験は、次による。

- ・ 行う
- ・ 行わない

23.1.4 撤去及び下地処理工法の種類及び工程

(1) 防水改修の撤去及び下地処理工法の種類等は、次による。

種類	施工箇所	備考
・ P 1 工法		
・ P 2 工法		
・ P 0 工法		
・ M 3 工法		
・ M 4 工法		
・ S 3 工法		
・ S 4 工法		
・ L 4 工法		

・

立ち上がり部等の既存防水層及び保護層の撤去については、次による。

- ・ 撤去する
- ・ 撤去しない

(2) シーリング改修の撤去及び下地処理の種類等は、次による。

種類	施工箇所	備考
・ シーリング充填工法		
・ シーリング再充填工法		
・ 拡幅シーリング再充填工法		
・ ブリッジ工法		

第2節 既存防水層等の撤去及び既存下地の処理

23.2.3 既存保護層等の撤去

(6) 立上り部の既存保護層を残し、補修等を行う場合は、次による。

・

23.2.5 ルーフドレイン回りの処理

(3) P O 工法の改修用ドレンは、次による。

- ・ 設ける。
- ・ 設けない。

23.2.6 既存下地の処理

(1) 補修箇所の形状、長さ、数量等は、次による。

○ 図面による。

・

(3) 既存防水層の処理

イ(イ) M 4 工法で、既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去は、次による。

- ・ 除去する。
- ・ 除去しない。

カ(イ) L 4 工法で既存塗膜防水層表面の仕上げ塗装の除去は、次による。

- ・ 除去する。
- ・ 除去しない。

(4) 既存保護層の処理

ウ(キ) P O 工法で新設防水に合成高分子ルーフィングシート防水機械的固定工法（断熱工法含む）を施工する場合、立上り部等の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした場合の既存防水層の処理は、次による

・

(6) 設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すりや丸環の取付け部、塔屋出入口部、防水層末端部の納まり部は、次による。

○ 図面による。

・

第3節 アスファルト防水

23.3.2 材料 (9.2.2 材料)

(3) オ 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さは、次による。

・

カ 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さは、次による。

・

(6) 端部押え金物の材質及び形状寸法は、次による。

・

(8) 屋根保護防水断熱工法に用いる断熱材の厚さは、次による。

・

(9) 屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材の種類及び厚さは、次による。

・

(10) 絶縁用シートに使用する材料は、次による。

・

(15) 立上がり部の保護に使用する乾式保護材は、次による。

(16) 立上がり部の保護のれんがは、次による。

23.3.3 防水層の工法、種別及び工程

防水層の工法による種類、種別等は、次による。

屋根保護防水

工法の種類	種 別	施工箇所	断熱材の厚さ	絶縁用シート
・ 屋根保護 防水密着 工法	・ A－1			※ポリエチレンフィルム厚さ 0.15mm 以上またはヤーン クロス 70 g/m ² 程度
	・ A－2			
	・ A－3			
・ 屋根保護 防水密着 断熱工法	・ B－1			
	・ B－2			
・ 屋根保護 防水絶縁 工法	・ A I－1		・ mm	※フラットヤーンクロス 70 g/m ² 程度
	・ A I－2			
	・ A I－3			
・ 屋根保護 防水絶縁 断熱工法	・ B I－1			
	・ B I－2			

屋根露出防水

工法の種類	種 別	使用箇所	仕上塗料	
			種類	使用量
・ 屋根露出防 水絶縁工法	・ D－1			
	・ D－2			
・ 屋根露出防 水絶縁断熱 工法	・ D I－2			
	・ D I－1			
・ 屋根露出防 水密着工法	・ C－1			
	・ C－2			
	・ C－3			
	・ C－4			
・ 屋内防水密 着工法	・ E－1			
	・ E－2			

(5) (6) 屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法における脱気装置の種類及び設置数量は、

次による。

・

(7) 屋内防水密着工法における保護層は、次による。

・

23.3.5 保護層等の施工 (9.2.5 保護層等の施工)

(4) 平場の保護コンクリート

イ コンクリートの厚さは、次による。

・

(5) 立上がり部の保護は、次による。

・ 乾式保護材

・ コンクリート押え

・ モルタル押え

・ れんが押え

(7) 屋上排水溝の設置

・ 設ける。

・

・ 設けない。

第4節 改質アスファルトシート防水

23.4.2 材料 (9.3.2 材料)

(1) 改質アスファルトシート

ア 改質アスファルトシートの種類及び厚さは、次による。

・

イ 粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さは、次による。

・

(3) その他の材料

イ 押さえ金物の材質及び形状寸法は、次による。

・

ウ 屋根露出防水絶縁断熱工法に用いる断熱材の種類及び厚さは、次による。

・

23.4.3 防水層の工法、種別及び工程

防水層の工法による種類及び工程による種別等は、次による。

種 類	種 別	使用箇所	仕上塗料	
			種類	使用量
・ 屋根露出防水密着工法 (トーチ工法)	・ A S - T 1			
	・ A S - T 2			
・ 屋根露出防水密着工法 (常温粘着工法)	A S - J 2			

・屋根露出防水絶縁工法 (トーチ工法)	・AS-T3			
	・AS-T4			
・屋根露出防水絶縁工法 (常温粘着工法)	AS-J1			
・屋根露出防水絶縁工法 (常温粘着工法)	AS-J3			
・屋根露出防水絶縁断熱工法 (トーチ工法)	ASI-T1			
・屋根露出防水絶縁断熱工法 (常温粘着工法)	ASI-J1			

(3)(4) 屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法において脱気装置を設ける場合の材質及び設置数量は、次による。

・
(

第5節 合成高分子系ルーフィングシート防水

23.5.2 材料 (9.4.2 材料)

(1) ルーフィングシートの種類、厚さ等は、次による。

・
(2) 絶縁用シート及び可塑剤移行防止用シートの材質は、次による。

・
(3) その他材料

イ 固定金具の材質及び寸法形状は、次による。

・
エ(ア) (イ) 断熱工法に用いる断熱材の材質及び厚さは、次による。

・

23.5.3 防水層の工法、種別及び工程

(1) 新規防水層の種別等は、次による。

種別		歩行の仕様	仕上塗装	
			種類	使用量
接着工法	・S-F1 (加硫ゴム系)	※非歩行用 ・軽歩行用	・	※製造所の仕様による ・
	・S-F2 (塩化ビニル樹脂系)	・非歩行用 ・軽歩行用		
機械的固定工法	・S-M1 (加硫ゴム系)	※非歩行用 ・軽歩行用		※製造所の仕様による ・
	・S-M2 (塩化ビニル樹脂系)	・非歩行用 ・軽歩行用		

(2) 接着工法における、脱気装置の種類及び設置数量は、次による。

・

(2) (3) 新規防水層(断熱工法)の種別等は、次による。

	種別	断熱材	仕上げ塗装	
			種類	使用量
接着工法	・ SI-F 1 (加硫ゴム系)	(種類) ・ (厚さ) ・	・	※製造所の仕様による ・
	・ SI-F 2 (塩化ビニル樹脂系)	(種類) ・ (厚さ) ・		
機械的固定工法	・ SI-M1 (加硫ゴム系)	(種類) ・ (厚さ) ・		※製造所の仕様による ・
	・ SI-M2 (塩化ビニル樹脂系)	(種類) ・ (厚さ) ・	可塑剤移行防止シートの材質 ・ 発泡ポリエチレンシート ・	

・ SI-M1 及び SI-M2 の場合の防湿用フィルムの設置は、次による。

・

23.5.4 施工 (9.4.4 施工)

(4) 接着工法における PC コンクリート部材下地の場合の目地処理は、次による。

・

(5) 増張り

イ SI-F1 又は SI-F1 の場合の増張りは、次による。

・

(6) 一般部のルーフィングシートの張り付け

イ 機械的固定工法の場合

(ア) 「建築基準法」に基づき定められた風速 (V_0) 及び地表面粗度区分は、次による。

風速 (V_0)				
地表面粗度区分	・ I	・ II	・ III	・ IV

工法は、次による。

○ 図面による。

・

(10) 保護層の施工

ア 平場の保護モルタル塗り

(ア) 塗り付け厚さは、次による。

・

(イ) 目地の設置及び工法は、次による。

・

イ 平場の保護コンクリートの厚さは、次による。

・

ウ 立上がり部の保護モルタルの塗厚は、次による。

・

第6節 塗膜防水

23.6.3 防水層の種類及び工程

(1) ア 防水層の種類及び工程による種別等は、次による。

ウレタンゴム系高伸長形塗膜防水の種類及び工程

種別	使用箇所	仕上塗料	
		種類	使用量
・ X-1 (絶縁工法)			※製造所の仕様による ・
○ X-2 (密着工法)	南棟バルコニー笠木		※製造所の仕様による ・

ウレタンゴム系高強度形塗膜防水の種類及び工程

種別	使用箇所	仕上塗料	
		種類	使用量
・ X-1 H (絶縁工法)			※製造所の仕様による ・
・ X-2 H (密着工法)			※製造所の仕様による ・

イ 絶縁工法における、脱気装置の種類及び設置数量は、次による。

・

(2) ゴムアスファルト系塗膜防水

種別	使用箇所	保護層
・ Y-2	・ 屋内防水 ・	・ 設ける ・ 設けない

第7節 シーリング

23.7.2 材料 (9.7.2 材料)

(2) シーリング材の種類等は、次による。

シーリング材の種類	使用箇所	シーリング面に仕上げを行わない
ポリサルファイド系	外壁目地、外部建具目地	○適用する (タイル面のみ)
		・ 適用する
		・ 適用する

23.7.3 目地寸法

(1) シーリング材の目地寸法等は、次を標準とする。

箇所	コンクリートの打継ぎ目地、 ひび割れ誘発目地	ガラス回り（標準仕様書 16. 14. 3 に よる場合を除く。）	左記以外
幅（mm）	20	10	10
深さ（mm）	15	10	10

23. 7. 7 ブリッジ工法

(2) ボンドブレーカー張り及びエッジング材張りの適用は、次による。

- ・

23. 7. 8 シーリング材の試験（9. 7. 5 シーリング材の試験）

(2) 接着性試験は、次による。

- ・ 簡易接着性試験
- ・ 引張接着性試験

第8節 とい

23. 8. 2 材料（13. 4. 2 材料）

(1) といその他の材種等は、次による。

材 種	材質その他	使用箇所
・		
・		

表面処理鋼板を使用する場合の耐酸被覆鋼板は、次による。

- ・

23. 8. 3 工法

鋼管製といの防露巻きは、次による。

- ・
- (1) 既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法は、次による。
- ・
- (2) ルーフドレインの取付けは、次による。
- ・

第9節 アルミニウム製笠木

23. 9. 3 材料（14. 7. 2 材料）

(1) アルミニウム製笠木の主な構成部材による種類、表面処理等は、次による。

種 類	表面処理	備 考
・ 250 形	BB-2 種	呼称肉厚 1. 6 以上

・ 300 形		呼称肉厚 1.8 以上
・ 350 形		呼称肉厚 2.0 以上
・		

23.9.4 工法 (14.7.3 工法)

建築基準法に基づき定められた風速（ V_0 ）及び地表面粗度区分は、次による。

風速（ V_0 ）	
地表面粗度区分	・ I ・ II ・ III ・ IV

工法は、次による。

- ・ 図面による。
- ・ 標準仕様書 14.7.3 による。

(1) 既存の笠木等の撤去及び新規アルミニウム製笠木の下地の補修工法は、次による。

- ・ 下地の補修方法は、24.1.5 による。

第 24 章 外壁改修工事

第 1 節 共通事項

24.1.5 外壁改修工法の種類

外壁改修工法は、次による。

既存外壁仕上げ		改修工法
○コンクリート 打放し	ひび割れ部	○樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填 ^{てん} 工法 ・ シール工法
	欠損部	○充填工法
・ モルタル塗り	ひび割れ部	・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法
	欠損部	・ 充填工法 ・ モルタル塗り替え工法
	浮き部	・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・ アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 充填工法 ・ モルタル塗り替え工法
○タイル張り	ひび割れ部	・ 樹脂注入工法 ○タイル張替え工法
	欠損部	・ タイル部分張替え工法

		○タイル張替え工法
	浮き部	○アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法 ・タイル部分張替え工法 ・タイル張替え工法
	目地改修	○目地ひび割れ部改修工法 ○伸縮調整目地改修工法

24.1.6 外壁改修塗り仕上げの種類

外壁改修塗り仕上げは、次による。

既存外壁仕上げ		改修工法	
○塗り仕上げ	劣化、 剥離、 ひび割れ	全面	・薄付け仕上塗材塗り ・厚付け仕上塗材塗り ・複層仕上塗材塗り ○可とう形改修用仕上塗材塗り ・外壁用塗膜防水材塗り

第2節 コンクリート打放し仕上げ外壁の改修

24.2.4 材料

(2) Uカットシール材充填工法用材料

ア シーリング用材料は、次による。

- ・ 1成分形ポリウレタン系シーリング
- ・ 2成分形ポリウレタン系シーリング
- ・

(3) シール工法用材料の適用は、次による。

- ・ パテ状エポキシ樹脂
- ・ 可とう性エポキシ樹脂

(4) 充填工法用材料の適用は、次による。

- エポキシ樹脂モルタル
- ・ ポリマーセメントモルタル

24.2.5 樹脂注入工法

樹脂注入工法の種類等は、次による。

注入工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/mm)	備考
○ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0未満		・	標準仕様書による

			・	
- 手動式エポキシ樹脂注入工法 - 機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上～0.3 未満		・	
	0.3 以上～0.5 未満		・	
	0.5 以上～1.0 未満		・	
			・	

(6) ひび割れ部の注入状況の確認方法は、次による。

- ・
- ア コア抜取りによるひび割れ部の注入状況の確認は、次による。
- ・ 行う。
(抜取り個数.....個)
 - 行わない。
- エ 抜取り部の補修方法は、次による。
- ・

24.2.6 Uカットシーリング材充填工法

- (3) (エ) 施工に先立ち行うシーリング材の接着性試験は、次による。(9.7.5 シーリング材の試験)
- ・ 簡易接着性試験
 - ・ 引っ張り接着性試験

第3節 モルタル塗り仕上げ外壁の改修

24.3.5 材料

- (2) Uカットシーリング材充填工法用材料
- ア シーリング用材料は、次による。
- ・ 1成分形ポリウレタン系シーリング
 - ・ 2成分形ポリウレタン系シーリング
 - ・
- (3) シール工法用材料の適用は、次による。
- ・ パテ状エポキシ樹脂
 - ・ 可とう性エポキシ樹脂
- (4) 充填工法用材料の適用は、次による。
- ・ エポキシ樹脂モルタル
 - ・ ポリマーセメントモルタル
- (5) モルタル塗替え工法用材料の適用は、次による。
- ・ 現場調合材料
 - ・ 既調合材料
- (6) アンカーピンニング注入工法用材料
- イ ポリマーセメントスラリーは、次による。事前に実績等の資料を監督員に提出すること。
- ・
- ウ アンカーピンの材質等は、次による。
- ・
- (7) 注入口付アンカーピンニング注入工法用材料

ウ 注入口付アンカーピンの材質等は、次による。

-

24.3.6 樹脂注入工法 (24.2.5 樹脂注入工法)

樹脂注入工法の種類等は、次による。

注入工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/mm)	備考
・ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上～1.0 未満		・	
			・	
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上～0.3 未満		・	
	0.3 以上～0.5 未満		・	
・ 機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5 以上～1.0 未満		・	
			・	

(6) ア コア抜き取りによるひび割れ部の注入状況の検査は、次による。

- ・ 行う。
(抜き取り個数.....個)
- ・ 行わない。

エ 抜き取り部の補修方法は、次による。

-

24.3.7 Uカットシール材充填工法 (24.2.6 Uカットシール材充填工法)

(3) エ 施工に先立ち行うシーリング材の接着性試験は、次による。

- ・ 簡易接着性試験
- ・ 引張接着性試験

24.3.10 モルタル塗替え工法

(3) ア 仕上げ厚又は全塗厚が 25mm を超える場合の処置は、次による。

-

24.3.11 アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法

24.3.12 アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法

24.3.13 アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法

24.3.14 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法

24.3.15 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法

24.3.16 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法

アンカーピンの本数、充填量等は、次による。

改修工法の種類 (モルタルを撤去しない場合)	アンカーピンの本数 (本/㎡)		注入口の箇所数 (箇所/㎡)		充填量
	一般部	指定部	一般部	指定部	注入量
・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法					
・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法					
・ アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法					
・ 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法					
・ 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法					
・ 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法					

第4節 タイル張り仕上げ外壁の改修

24.4.5 材料

(4) タイル張替え工法及びタイル部分張替え工法用材料

ア(イ) 屋外において、目地詰めを行わない場合

- ・ 適用する

イ タイルの形状、寸法、吸水率による区分等は、次による。(11.2.2 材料(1))

主な用途による 区分	形状寸法 (mm)	吸水率による 区分	うわぐすり	役物	色	耐凍害性	備考
○外壁タイル(東棟、南棟、エネルギー棟)	45×45	○Ⅰ類(磁器) ・Ⅱ類(せつ器) ・Ⅲ類(陶器)	○施ゆう ・無ゆう	○有 ・無	・標準 ○特注	・有 ○無	発注者より支給
○外壁タイル(東棟、南棟)	45×45	○Ⅰ類(磁器)	○施ゆう ラスタースタイル	○無	○特注	○無	発注者より支給
○外壁タイル(南棟)	95×45	○Ⅰ類(磁器)	○施ゆう	○有	○特注	○無	発注者より支給
○手摺壁タイル(南棟)	227×30 ボーダータイル	○Ⅰ類(磁器)	○施ゆう	○有	○特注	○無	発注者より支給

役物の適用は、次による。

○ 45 角 90 度曲り (外壁)、45 角接着曲り (笠木)、45 二丁掛 90 度曲り、45 二丁掛屏風 90 度曲り

ウ(ア) 既製調合モルタルは、次による。

○ 標準仕様書 11.2.3 による。

エ(ウ) シーリング材は、次による。

○ 標準仕様書による。

24.4.6 樹脂注入工法 (24.2.5 樹脂注入工法)

樹脂注入工法の種類等は、次による。

注入工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量 (ml/mm)	備考
○自動式低圧エポキシ樹脂 注入工法	0.2 以上～1.0 未満			標準仕様 書による
・手動式エポキシ樹脂注入 工法 ・機械式エポキシ樹脂注入 工法	0.2 以上～0.3 未満			
	0.3 以上～0.5 未満			
	0.5 以上～1.0 未満			

24.4.7 タイル部分張替え工法

- (1) 既存の下地モルタル等を撤去せず、1 か所当たりの張替え面積が 0.25 m²を超える場合は下記による。

・

24.4.8 タイル張替え工法

- (2) 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置は、次による。(11.1.3 伸縮目地及びひび割れ誘発目地)

○ 図面による。

・

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の寸法は、次による。

・ 図面による。

○ 23.7.3による。

- (3) ア タイルの見本焼きは、次による。

・ 行わない。

○ 行う。(新規製作の場合)

イ 試験張りは、次による。

・ 行わない。

○ 行う。

- (7) セメントモルタルによるタイル張り

イ(ア) a 下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の下地処理は、次による。

○ 目荒し工法

イ(ア) d 下地モルタル及び下地調整塗材塗りの接着力試験は次による。

○ 行わない。

・ 行う。

イ(イ) タイル張りの各工法は次による。

タイルの種類	タイルの大きさ	工 法	使用箇所
・ 内装タイル		・ 改良積上げ張り	

・ 外装タイル	小口以上 二丁掛け以下	・ 密着張り	
		・ 改良積上げ張り	
		・ 改良圧着張り	
○ 内装タイル以外のユニットタイル	25mm角を超え 小口未満	○ マスク張り	
	小口未満	・ モザイクタイル張り	

(8) 有機系接着剤によるタイル張り

ア(ア) a 下地調整材塗りを行うコンクリート素地面の下地処理は、次による。

・

ア(ア) d (c) 下地調整塗材塗りの接着力試験は次による。

- ・ 行わない。
- ・ 行う。

ア(イ) タイル張りの工法は次による。

- ・ 外装タイル接着張り
- ・ ユニットタイル

ア(ウ) 外装タイル接着張りにおいて、目地詰めを行わない場合は次による。

- ・ 適用する。

24.4.9 アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法

24.4.10 アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法

24.4.11 アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法

24.4.12 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法

24.4.13 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法

24.4.14 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法

アンカーピンの本数、充填量等は、次による。

改修工法の種類 (モルタルを撤去しない場合)	アンカーピンの本数 (本/m ²)		注入口の箇所数 (箇所/m ²)		充填量
	一般部	指定部	一般部	指定部	注入量
○アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	10	25			25ml/ヶ所
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法					
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法					
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法					
・注入口付アンカーピンニング全					

面エポキシ樹脂注入工法					
・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法					
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入タイル固定工法					

24. 4. 15 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入タイル固定工法

(2) 注入口付きアンカーピンの本数は次による。

・

24. 4. 16 目地改修工法

(2) イ(ア) 伸縮調整目地の位置及び寸法は、次による。

・ 図面による。

○ 図面及び 23. 7. 3 による。

第5節 仕上塗材仕上げ外壁等の改修

24. 5. 2 材料

(2) 仕上塗材は次による。

・ 薄付け仕上塗材 (表 15. 6. 1)

呼び名	仕上げの形状等	工 法	吸放湿性	防火材料
・ 外装薄塗材 S i	・ 砂壁状	・ 吹付け		・ 適用する ・ 適用しない
・ 可とう形外装薄塗材 S i	・ ゆず肌状 ・ さざ波状	・ ローラー塗		
・ 外装薄塗材 E	・ 砂壁状 ・ ゆず肌状 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ さざ波状 ・ 着色骨材砂壁状	・ 吹付け ・ ローラー塗		・ 適用する ・ 適用しない
・ 可とう形外装薄塗材 E	・ 砂壁状 ・ ゆず肌状 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ さざ波状	・ 吹付け ・ こて塗り ・ ローラー塗		・ 適用する ・ 適用しない
・ 防水形外装薄塗材 E	・ ゆず肌状 ・ さざ波状 ・ 凹凸状	・ 吹付け ・ ローラー塗		・ 適用する ・ 適用しない
・ 外装薄塗材 S	・ 砂壁状	・ 吹付け		・ 適用する ・ 適用しない

・ 内装薄塗材C ・ 内装薄塗材L	・ 凹凸状 ・ 平たん状 ・ ゆず肌状 ・ さざ波状	・ 吹付け ・ こて塗り ・ ローラー塗り	・ 適用する ・ 適用しない	・ 適用する ・ 適用しない
・ 内装薄塗材S i ・ 内装薄塗材E	・ 砂壁状じゅらく ・ ゆず肌状 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ さざ波状	・ 吹付け ・ こて塗り ・ ローラー塗り	・ 適用する ・ 適用しない	・ 適用する ・ 適用しない
・ 内装薄塗材W	・ 京壁状じゅらく ・ ゆず肌状 ・ 平たん状 ・ 凹凸状	・ 吹付け ・ こて塗り	・ 適用する ・ 適用しない	・ 適用する ・ 適用しない

・ 厚付け仕上塗材 (表 15. 6. 1)

呼び名	仕上げの形状等	工 法	吸放湿性	防火材料
・ 外装厚塗材C	・ 吹放し ・ 凸部処理 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起こし ・ かき落とし	・ 吹付け ・ こて塗り		・ 適用する ・ 適用しない
・ 外装厚塗材S i ・ 外装厚塗材E	・ 吹放し ・ 凸部処理 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起こし	・ 吹付け ・ こて塗り ・ ローラー塗り		・ 適用する ・ 適用しない
・ 内装厚塗材C	・ 吹放し ・ 凸部処理 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起こし ・ かき落とし	・ 吹付け ・ こて塗り	・ 適用する ・ 適用しない	・ 適用する ・ 適用しない
・ 内装厚塗材L	・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起こし ・ かき落とし	・ こて塗り	・ 適用する ・ 適用しない	・ 適用する ・ 適用しない
・ 内装厚塗材G	・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起こし ・ かき落とし	・ こて塗り	・ 適用する ・ 適用しない	・ 適用する ・ 適用しない

・ 内装厚塗材 S i ・ 内装厚塗材 E	・ 吹放し ・ 凸部処理 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起こし	・ 吹付け ・ こて塗り ・ ローラー塗り	・ 適用する ・ 適用しない	・ 適用する ・ 適用しない
--	---	---	---	---

外装厚塗材 C における上塗材がセメントスタッコ以外の場合

- ・ -----
- 外装厚塗材 S i、外装厚塗材 E における上塗材の適用
 - ・ 適用する
 - ・ 適用しない

・ 複層仕上塗材 (表 15. 6. 1)

呼び名	仕上りの形状等	工 法	耐候性	防火材料
・ 複層塗材 C E ・ 複層塗材 R E ・ 複層塗材 S i ・ 複層塗材 E	・ 凸部処理 ・ 凹凸状 ・ ゆず肌状	・ 吹付け ・ ローラー塗り	・ 耐候形 3 種 ・	・ 適用する ・ 適用しない
・ 可とう形複層塗材 C E	・ 凸部処理 ・ 凹凸状 ・ ゆず肌状	・ 吹付け ・ ローラー塗り	・ 耐候形 3 種 ・	・ 適用する ・ 適用しない
・ 防水形複層塗材 C E ・ 防水形複層塗材 R E ・ 防水形複層塗材 E	・ 凸部処理 ・ 凹凸状 ・ ゆず肌状	・ 吹付け ・ ローラー塗り	・ 耐候形 3 種 ・	・ 適用する ・ 適用しない

複層仕上塗材の上塗材は、次による。

- (樹脂) ・ アクリル系 ・ シリカ系 ・ ポリウレタン系 ・ アクリルシリコン系
 ・ ふっ素系
 (外観) ・ つやあり ・ つやなし ・ メタリック
 (溶媒) ・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 ・ 水系

・ 軽量骨材仕上塗材

呼び名	仕上りの形状等	工法	耐候性	防水材料
・ 吹付用軽量塗材	・ 砂壁状	・ 吹付け		・ 適用する ・ 適用しない
・ こて塗用軽量塗材	・ 平たん状	・ こて塗り		・ 適用する ・ 適用しない

・ 改修用仕上塗材

呼び名	仕上りの形状等	工法	耐候性
○ 可とう形改修塗材 E ・ 可とう形改修塗材 R E ・ 可とう形改修塗材 C E	・ 平たん状	ローラー塗り	・ 耐候形 3 種 ・
	・ さざ波	ローラー塗り	・ 耐候形 3 種 ・
	○ ゆず肌状	吹付け	○ 耐候形 3 種 ・

可とう形改修塗材の上塗材

(樹脂) ・アクリル系 ・シリカ系 ・ポリウレタン系 ・アクリルシリコン系
 ○ふっ素系
 (外観) ・つやあり ○つやなし ・メタリック
 (溶媒) ・溶剤系 ・弱溶剤系 ○水系

24.5.4 既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整

(1) 既存塗膜の劣化部の除去は、次による。

工法	処理範囲	備考
・サンダー工法		
○高圧水洗工法 (高圧水洗機加圧力は、次による。) ・15～30MPa ○30～50MPa ・50～100MPa ※試験施工を行う	既存仕上面全面	
・塗膜剥離剤工法 ※試験施工を行う		
・水洗い工法		

下地処理及び下地調整は次による。

○ひび割れ部改修における樹脂注入工法の種類等は、次による。

注入工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/mm)	備考
○ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上～1.0 未満		・	標準仕様書による
			・	
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上～0.3 未満		・	
	0.3 以上～0.5 未満		・	
・ 機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5 以上～1.0 未満		・	
			・	

ひび割れ部の注入状況の確認方法は、次による。

・

コア抜き取りによるひび割れ部の注入状況の確認は、次による。

・ 行う。

(抜き取り個数.....個)

○ 行わない。

抜き取り部の補修方法は、次による。

・

・ ひび割れ部改修におけるUカットシール材充填工法は次による。

施工に先立ち行うシーリング材の接着性試験は、次による。(9.7.5 シーリング材の試験)

- ・ 簡易接着性試験
- ・ 引っ張り接着性試験

・ 浮き部改修における各改修工法は次による。

アンカーピンの本数、充填量等は、次による。

改修工法の種類 (モルタルを撤去しない場合)	アンカーピンの本数 (本/㎡)		注入口の箇所数 (箇所/㎡)		充填量
	一般部	指定部	一般部	指定部	注入量
・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法					
・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法					
・ アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法					
・ 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法					
・ 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法					
・ 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法					

(2) 下地調整で、下地調整塗材に代えて使用する場合は、次による。

- ・ ポリマーセメントモルタル

第6節 外壁用塗膜防水材による改修

24.6.2 材料

イ 外壁用塗膜防水材の種類、呼び名、仕上げの形状等は、次による。

種類	仕上げの形状	下地、模様	仕上塗料
・ 外壁用塗膜防水材	・ 凹凸状 ・ 凸部処理	・ 模様材：(種類) (所要量) 仕上げ：・ 砂壁状 ・ じゅらく状	外壁用仕上塗材： (種類) (所要量) (耐候性) ※砂壁、じゅらくの場合は省略
	・ ゆず肌状 ・ さざ波		外壁用仕上塗材： (種類) (所要量) (耐候性)

24.6.3 施工一般

(4) コンクリート面のひび割れ部及び欠損部の処置において、下地挙動緩衝材を用いる場合は、次によ

る。

- ・ 適用する。

(5) モルタル面のひび割れ部、欠損部及び浮き部の処置において、下地挙動緩衝材を用いる場合は、次による。

- ・ 適用する。

第7節 外断熱

24.7.2 材料

(1) 断熱材の材料はノンフロンのもとし、種類、厚さ等は次による。

種 類	厚さ (mm)	使用箇所
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム		
・ 押出法ポリスチレンフォーム		
・ 硬質ウレタンフォーム		
・ フェノールフォーム		

(4) 外装材の種類及び防火性能は、次による。

- ・

24.7.3 既存外壁の処置

(1) 既存外壁の仕上げ材の撤去は、次による。

- ・

(2) 下地面の清掃は、次による。

- ・

(3) 断熱材を設置する部分の下地に欠損部がある場合の改修工法は「24.1.5 外壁改修工法の種類」により、工法の種類は、次による。

- ・

24.7.4 工法

(1) 「建築基準法」に基づき定まる風圧力に対応した工法は、次による。

風速 (V_0)				
地表面粗度区分	・ I	・ II	・ III	・ IV

(2) 不陸等の下地調整は、次による。

- ・

(3) 断熱材の施工は、次による。

- ・

(4) 外装材の施工は、次による。

- ・

(5) 通気層の有無及び厚さは、次による。

- ・

(6) 外装材の外壁への取付けは、次による。

- ・

(7) 笠木の施工 (14.7.2 材料、14.7.3 工法)

アルミニウム製笠木の主な構成部材による種類、表面処理等は、次による。

種 類	表面処理	備 考
・ 250 形		呼称肉厚 1.6 以上
・ 300 形		呼称肉厚 1.8 以上
・ 350 形		呼称肉厚 2.0 以上
・		
建築基準法に基づき定められた風速 (V ₀) 及び地表面粗度区分は、次による。		
風速 (V ₀)		
地表面粗度区分	・ I	・ II ・ III ・ IV

第 27 章 塗装改修工事

第 1 節 共通事項

27.1.3 材料 (18.1.3 材料)

(2) 塗装改修工事における防火材料は次による。

- ・
- (5) 塗料は、トルエン等の含有量の少ない水性形のを原則とするほか、図面 (仕上げ表等) による。
また、「1.4.1 環境への配慮」による低 VOC 塗料は、次による。

ア 建築物内装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、VOC 含有量 1 % 以下 (鉄部用は 5 % 以下) の水性塗料であること。

イ 建築物外装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、従来の溶剤型塗料と比較し VOC 含有量を低減した塗料であること。

塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。また、施工時及び施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させるものとする。

第 2 節 下地調整

27.2.1 施工一般

既存塗膜の除去範囲は、次による。

- 標準仕様書による。.....

27.2.2 木部の下地調整

木部の下地調整の種別等は、次による。

種 別	施工部位及び塗料その他の種類
・ RA 種	
・ RB 種	
・ RC 種	

27.2.3 鉄鋼面の下地調整

鉄鋼面の下地調整の種別等は、次による。

種 別	施工部位
・ R A 種	
○ R B 種	外部鋼製建具
・ R C 種	

27.2.4 亜鉛めっき鋼面の下地調整

亜鉛めっき鋼面の下地調整の種別等は、次による。

種 別	施工部位
・ R A 種	
・ R B 種	
・ R C 種	

27.2.5 モルタル面及びせっこうプラスター面の下地調整

モルタル面及びせっこうプラスター面の下地調整の種別等は、次による。

種 別	施工部位及び塗料その他の種類
・ R A 種	
・ R B 種	
・ R C 種	

R A 種、R B 種の「第 2 4 章 外壁改修工事」によるひび割れ部の補修は、次による。

- ・

27.2.6 コンクリート面、ALC パネル面及び押出成形セメント板面の下地調整

(1) コンクリート及びALC パネル面の下地調整の種別等は、次による。

種 別	施工部位及び塗料その他の種類
・ R A 種	
・ R B 種	
・ R C 種	

R A 種、R B 種の「第 2 4 章 外壁改修工事」によるひび割れ部の補修は、次による。

- ・

(2) 押出成形セメント板面及び「第 8 節 耐候性塗装塗り (DP)」におけるコンクリート面の下地調整

の種別等は、次による。

種 別	施工部位及び塗料その他の種類
・ R A 種	
・ R B 種	
・ R C 種	

R A 種、R B 種の「第 2 4 章 外壁改修工事」によるひび割れ部の補修は、次による。

・

27.2.7 セッコウボード面及びその他ボード面の下地調整

セッコウボード面及びその他ボード面の下地調整の種別等は、次による。

種 別	施工部位及び塗料その他の種類
・ R A 種	
○ R B 種	バルコニー軒天（けい酸カルシウム板面）
・ R C 種	

第3節 素地ごしらえ

27.3.1 一般事項

(18.2.2 木部の素地ごしらえ)

木部の素地ごしらえの種別等は、次による。

種 別	施工部位及び塗料その他の種類
・ A 種	
・ B 種	

(18.2.3 鉄鋼面の素地ごしらえ)

鉄鋼面の素地ごしらえの種別等は、次による。

種 別	施工部位
・ A 種	
・ B 種	
・ C 種	

(18.2.4 亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえ)

亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえの種別等は、次による。

種 別	施工部位
-----	------

・ A種	
・ B種	

(18.2.5 モルタル面及びせっこうプラスター面の素地ごしらえ)

モルタル面及びせっこうプラスター面の素地ごしらえの種別等は、次による。

種 別	施工部位及び塗料その他の種類
・ A種	
・ B種	

(18.2.6 コンクリート面及びALCパネル面の素地ごしらえ)

(1) コンクリート面及びALCパネル面の素地ごしらえの種別等は、次による。

種 別	施工部位及び塗料その他の種類
・ A種	
・ B種	

(2) 押出成形セメント板面及び「第8節 耐候性塗料塗り (DP)」におけるコンクリート面の素地ごしらえの種別等は、次による。

種 別	施工部位及び塗料その他の種類
・ A種	
・ B種	

(18.2.7 せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ)

せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえの種別等は、次による。

種 別	施工部位及び塗料その他の種類
・ A種	
・ B種	

第4節 さび止め塗料塗り

27.4.2 塗料種別

(1) 「第9節 つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G)」の場合の鉄鋼面のさび止め塗料の種別等は、次による。

種 別	使用箇所
-----	------

・ A種	・ 屋外 () ・ 屋内 () ・ 図示による。
・ B種	・ 屋内 () ・ 図示による。

- (2) 亜鉛めっき鋼面のさび止め塗料の「第5節 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)」の場合の種別等は、次による。

種 別	使用箇所
・ A種	・ 屋外 () ・ 屋内 () ・ 図示による。
・ B種	・ 屋外 () ・ 屋内 () ・ 図示による。

27.4.3 さび止め塗料塗り

- (1) 鉄鋼面のさび止め塗料塗りの工程

合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) 及びつや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G) の場合

種 別	使用箇所
・ A種	
・ B種	
・ C種	

耐候性塗料塗り (DP) の場合

種 別	使用箇所
・ A種	
・ B種	
・ C種	

- (2) 新規鉄骨等の鉄鋼面のさび止め塗料塗りは、次による。

- 1回目は製作工場、2回目は工事現場で塗装する。
- ・ 1回目、2回目とも製作工場で塗装する。

- (3) 亜鉛めっき鋼面のさび止め塗料塗りで「第5節 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)」及び「第9節 つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G)」の場合の種別等は、次による。

種 別	使用箇所
・ A種	
・ B種	
・ C種	

- (4) 新規鋼製建具等の亜鉛めっき鋼面のさび止め塗料塗りは、次による。

- 1回目は製作工場、2回目は工事現場で塗装する。

- ・ 1回目、2回目とも製作工場で塗装する。

第5節 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)

27.5.2 木部の合成樹脂調合ペイント塗り

木部の合成樹脂調合ペイント塗りの種別等は、次による。

種 別	使用箇所
・ A種	
・ B種	
・ C種	

27.5.3 鉄鋼面の合成樹脂調合ペイント塗り

鉄鋼面の合成樹脂調合ペイント塗りの種別等は、次による。

種 別	使用箇所
・ A種	
○ B種	外部鋼製建具
・ C種	

27.5.4 亜鉛めっき鋼面の合成樹脂調合ペイント塗り

亜鉛めっき鋼面の合成樹脂調合ペイント塗りの種別等は、次による。

種 別	使用箇所
・ A種	
・ B種	
・ C種	

第6節 クリヤラッカー塗り(CL)

27.6.2 クリヤラッカー塗り

クリヤラッカー塗りの種別等は、次による。

種 別	使用箇所	工程2の着色に用いる塗料の種類
・ A種		・ 溶剤形着色剤 (溶剤形ステイン) ・ 油性染料着色剤 (オイルステイン)
・ B種		—

第7節 アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)

27.7.2 アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り

アクリル樹脂系非水分散形塗料塗りの種別等は、次による。

種 別	使用箇所
・ A 種	
・ B 種	

第8節 耐候性塗料塗り (D P)

27.8.2 鉄鋼面の耐候性塗料塗り

鉄鋼面の耐候性塗料塗りの上塗り塗料の等級等は、次による。

上塗り塗料 の等級	使用箇所
・ 1 級	
・ 2 級	
・ 3 級	

27.8.3 亜鉛めっき鋼面の耐候性塗料塗り

亜鉛めっき鋼面耐候性塗料塗りの上塗り塗料の等級等は、次による。

上塗り塗料 の等級	使用箇所
・ 1 級	
・ 2 級	
・ 3 級	

27.8.4 コンクリート面及び押出成形セメント板面の耐候性塗料塗り

コンクリート面及び押出成形セメント板面の耐候性塗料塗りの種別等は、次による。

種 別	使用箇所
・ A－1 種	
・ A－2 種	
・ B－1 種	
・ B－2 種	
・ C－1 種	
・ C－2 種	

第9節 つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (E P－G)

27.9.2 コンクリート面、モルタル面、せっこうプラスター面、せっこうボード面、その他ボード面等の つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り

(1) つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種別等は、次による。

種 別	使用箇所
・ A種	
○ B種	バルコニー軒天（けい酸カルシウム板面）
・ C種	

(2) 塗替えの場合のしみ止めは、次による。

・

27.9.3 木部のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り

木部のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種別等は、次による。

種 別	使用箇所
・ A種	
・ B種	
・ C種	

27.9.4 鉄鋼面のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り

鉄鋼面のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種別等は、次による。

種 別	使用箇所
・ A種	
・ B種	
・ C種	

27.9.5 亜鉛めっき鋼面のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り

屋内の亜鉛めっき鋼面のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種別等は、次による。

種 別	使用箇所
・ A種	
・ B種	

第 10 節 合成樹脂エマルジョンペイント塗り (E P)

27.10.2 合成樹脂エマルジョンペイント塗り

(1) 合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種別等は、次による。

種 別	使用箇所
・ A種	

・ B種	
・ C種	

(2) 塗替えの場合のしめ止めは、次による。

・

第11節 ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)

27.11.2 木部ウレタン樹脂ワニス塗り

ウレタン樹脂ワニス塗りの種別等は、次による。

種 別	着色	使用箇所
・ A種	・ 有り ・ なし	
・ B種	・ 有り ・ なし	

第12節 ス테인塗り

27.12.2 ス테인塗り

(1) ピグメントステイン塗り

塗料	使用箇所	仕上げその他

(2) オイルステイン塗り (OS)

塗料	使用箇所	仕上げその他

第13節 木材保護塗料塗り (WP)

27.13.2 木材保護塗料塗り

木材保護塗料塗りの種別等は、次による。

種 別	使用箇所
・ A種	
・ B種	